

コンピューターシステム業務委託契約書

(以下「甲」という)と[メディア工房アタラクシア]代表 佐竹一生
(以下乙という)とは、コンピューターシステム業務委託にかかる基本的事項について、
以下のとおり契約を締結する。

(委託業務の範囲)

第一条 本契約において、甲が乙に委託する業務(以下「委託業務」という)とは、次の
ものをいい、特段の事情がない限り、甲は乙にこれを委託し、乙はこれを受託する
ものとする。

- (1) コンピューターシステム 1 機種の運用(機種:)
- (2) ソフトウェア及びデータ(2種2データ)の保管、バックアップ

- (3) 上記ソフトウェアの環境設定、修正
- (4) コンピューター及びその関連機器並びにこれらの利用技術に関するコンサル
ティング

(ソフトウェア等の提供)

第二条 甲は、乙が委託業務を遂行するに必要な、甲の所有するソフトウェア及び資料を
乙に提供する。

(ソフトウェア等の所有権)

第三条 乙が第一条に基づき作成するソフトウェア及び資料に関する所有権は、甲に帰属
する。

(ソフトウェア等の保管)

第四条 乙は、甲の所有するソフトウェア及びデータを保管する場合は、万一の事故の
際の速やかな回復が可能なよう、適切な対策を講じておくものとする。

(委託作業料)

第五条 甲は、委託業務について乙に委託作業料として月額 円(消費税別)を
支払うものとし、経済情勢、或いは委託業務の範囲、内容等の諸条件に著しい
変動があった場合は、甲乙協議のうえ委託作業料を変更することができる。

(報告義務、検収及び瑕疵担保責任)

第六条 乙は、委託業務遂行の状況及び結果を必要に応じて甲に報告するものとする。

第七条 甲は、乙の委託業務の結果をすみやかに検収するものとし、検収後に乙の責めに
帰すべき瑕疵が発見された場合は、乙の責任において速やかにこれを補修するも
のとする。また、甲の責めに帰すべき瑕疵が発見された場合も同様にこれを補修

するものとし、乙は、補修に要した費用を甲に請求できるものとする、

(善管注意義務と不測の事態)

第八条 乙は、委託業務を遂行するにあたり、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を遂行するものとする。

第九条 乙は、乙に不測の事態が発生し、或いは発生する虞があり、かつ委託業務の遂行が困難になると予想される場合は、直ちに甲にこれを報告するとともに、可能な限りの手段を講じ、委託業務に支障をきたさないように努めなければならない。
甲は、前項の報告を受けた場合は、すみやかに乙に適切な指示を与え、かつ、協力しなければならない。

(機密の保持と損害賠償)

第十条 乙は、本契約の履行上知り得た甲の秘密及び情報を第三者に漏洩してはならない。また、漏洩の可能性を排除するよう十分な注意を払わなければならない。

第十一条 甲は、乙の委託業務遂行上の過失により甲の業務運営に重大な支障をきたした場合は、当該委託作業料相当額を限度として乙に損害賠償を請求することができる。

(契約期間と契約の解除)

第十二条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、甲、乙いずれか一方より有効期間満了3ヶ月前までに書面による解約の申し出がない限り、以降1年ずつ自動的に更新するものとする。

第十三条 乙が、本契約の規定に違反した場合及び正当な理由なく本契約の履行を怠った場合は、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。

(契約に定めなき事項)

第十四条 本契約に定めなき事項又は本契約の規定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上本契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

福岡県福岡市西区巻岐団地 110-14
メディア工房 **アタラクシア**
代表 佐竹 一生

印